

紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業

区画整理だより

【発行元】人吉市復興建設部市街地復興課
【発行日】令和5年4月3日(月)



Vol. 1

御挨拶

春光うらかな季節を迎え、皆様におかれましては、令和2年7月豪雨災害からの生活再建や地域の復興に向け御尽力されていることと存じます。また、平素から本市行政につきまして、御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

本市では、地域住民の方々との意見交換を重ね、令和3年10月に策定した「人吉市復興まちづくり計画」に基づき、住まいやなりわいの再建、賑わいの再生、避難対策などの復旧・復興事業に取り組んでいるところです。このうち中心市街地地区におきましては、昨年6月から紺屋町を中心とした約1.2ヘクタールについて検討を進め、令和5年3月7日、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画について熊本県より認可をいただき、同年3月22日の市公告により、正式に事業着手となりました。

土地区画整理事業は、施行者の市だけでなく、権利者の皆様に御協力いただきながら一緒に進めていく事業でございます。今回、事業が本格化するにあたり、皆様の事業に関する御不安や御不明な点等を少しでも解消できるよう「区画整理だより」の発行により情報を提供させていただくことといたしました。

本事業に関することや、本市が進める復興まちづくり等について、御意見等ございましたらお気軽に御相談いただければ幸いです。
これからも、中心市街地地区の土地区画整理事業や復興まちづくりについて、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

人吉市長 松岡 隼人

【山田川上空から東側を望む】



紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行区域

1 事業の概要

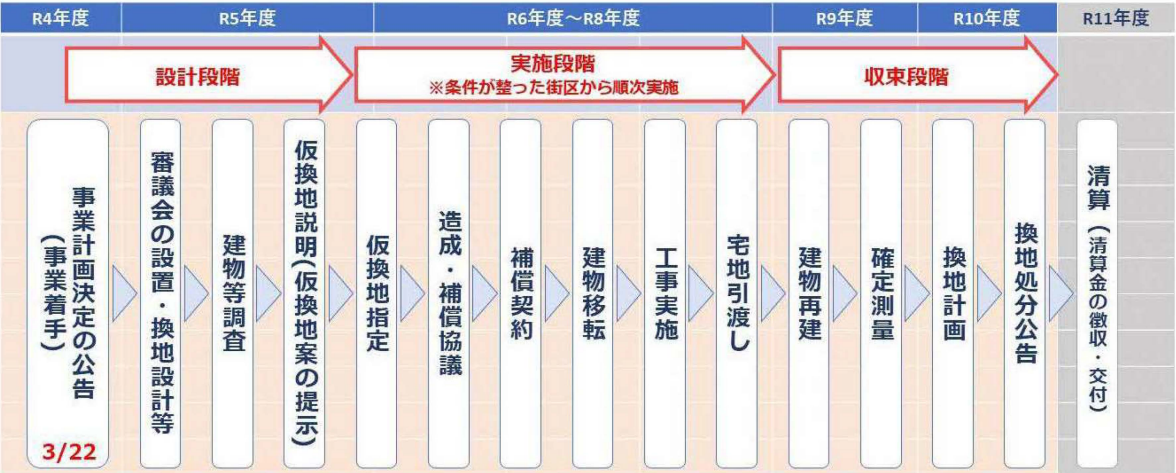
- ◆施 行 者:人吉市
- ◆施行期間:令和5年3月22日から令和11年3月31日まで
- ◆施行地区面積:約1.2ha
- ◆資金計画(全体事業費):17.6億円

※右図は、道路・公園等の公共施設の位置や宅地造成の範囲等を示した「計画平面図」です。



2 事業のスケジュール(進め方)

現在、下図に示す換地設計や道路などの実施設計、地質調査などを進めている設計段階にあり、これ以降は、実施段階、収束段階へと進めてまいります。



※スケジュールは合意状況により変動することがあります

3 事業の進捗

[事業認可後の手続き等に関する説明会の開催]

3月23日(木)に球磨総合庁舎寺町別館において、事業認可後の手続きや御留意いただきたい事などに関する説明を行いました。
引き続き、皆様のお宅を伺う戸別訪問を行ってまいりますので、御質問・御意見がありましたらお気軽にお伝えください。



4 権利者の皆様へのお願い

市公告日の令和5年3月22日(水)以降は、次表(1)のとおり土地区画整理事業施行地区内で建築行為等(①土地の形質の変更、②建築物・工作物の新築、増築等、③重量が5tを超える移動が容易でない物件の設置、たい積)の制限が発生しますので、これらを計画されている方は、必ず事前の相談をお願いします。

この他、事業の円滑な実施のため、次表(2)～(5)の各項目に該当される方は、申請または届出が必要となりますので御協力をお願いします。なお、具体的な手続き等については、市の各窓口にお問い合わせください。

項 目	手続きの対象者及び申請期間	窓 口
(1) 建築行為等の制限 (法第76条の申請)	建物の建築や塀の設置、掘削・盛土などを予定されている方 【申請期間】 令和5年3月22日(水) ～換地処分の公告日まで	人吉市復興建設部 都市計画課計画公園係 ☎0966-22-2111
(2) 基準地積の更正 (実測地積の申請)	現況の土地面積が登記簿に記載されている面積と異なる方 【申請期間】 令和5年3月22日(水) ～令和5年5月20日(土)まで	人吉市復興建設部 市街地復興課 ☎0966-22-2111
(3) 所有権以外の未登記権利申告	登記されていない権利を申告したい方 【申請期間】 令和5年3月22日(水) ～換地処分の公告日まで	
(4) 土地売買等による所有権移転等に伴う権利の届出	相続や売買などで、土地の所有権移転を行う方 【申請期間】 令和5年3月22日(水) ～換地処分の公告日まで	
(5) 土地区画整理審議会の選挙権・被選挙権に係る申告	選挙権及び被選挙権を有するために申告が必要な方 (以下のいずれかの条件にあてはまる方) ・登記されていない借地権者の方 ・土地を共同(2人以上)で所有されている方、又は借地されている方 ・相続登記をされていない方 【申請期間】 令和5年3月22日(水) ～令和5年4月10日(月)まで	

5 復興まちづくり等に関する相談窓口

現在、復興まちづくりや生活再建などの相談窓口を、人吉市役所内に開設しています。ご不明な点やご相談などありましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問合せ先：人吉市市街地復興課
[電話] 0966-22-2111 内線2216
場 所：人吉市役所2階(2-2番窓口) 市街地復興課
受 付 時 間：平日の午前8時30分～午後5時15分まで

6 土地区画整理審議会の委員選挙等について

土地区画整理審議会とは、換地計画等が適正に行われているか意見をいただきながら事業を進めるため、土地区画整理法第56条の規定に基づき設置する諮問機関です。

今後、審議会委員(学識経験委員2人を除く)について、土地区画整理事業施行地区内の権利者の皆様から、次の①②のとおり選挙で選出してまいりますので、先述の「4 権利者の皆様へのお願い」の(5)に該当する方は、手続きをお願いします。

① 委員選挙について(選挙権・被選挙権)

対 象 者：令和5年4月10日(月)時点の土地区画整理事業施行地区内における

- ・土地所有者(登記済み)
- ・借地権者(登記済み)
- ・権利を申告された方

- ① 登記されていない借地権者の方
- ② 土地を共同(2人以上)で所有されている方、又は借地されている方
- ③ 土地所有者がすでに亡くなられており、相続登記をされていない方

委員定数：10人

選挙により選出される委員 8人
知事が選任する学識経験委員 2人

① 選挙のスケジュール

選挙期日の公告	選挙人名簿の作成	基準日 選挙人名簿の縦覧 (1週間)	立候補届の受付 (5日間)	候補者氏名等公告	投票 ※立候補者が定数を 超えた場合	当選人の公告	審議会発足
令和5年 3/27	4/10	4/17	5/10	5/16	6/4	6/12	

選挙のための
権利申告期限←

◆お問い合わせ先

人吉市 復興建設部 市街地復興課
住所：人吉市西間下町7-1
電話：0966-22-2111(代表)

◇ホームページ

【人吉市】<https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/758/18661.html>

